

平成 30 年 8 月 1 日
安芸農業協同組合

「平成 30 年 7 月豪雨」に係る 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」のご案内

このたびの平成 30 年 7 月豪雨により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

今般の平成 30 年 7 月豪雨による被災は、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となっております。

本ガイドラインは、自然災害の影響によって現在のお借入の返済が困難となっている個人の方が、法的手続きに寄らず債務整理を申し立てる手続きです。

被災によりお借入の返済が困難となった場合には、本ガイドラインにより、お借入の返済免除・減額を申し出ることができます。

詳しくは、下記「災害復旧支援ローン相談窓口」へご相談ください。

記

ご相談窓口 : 本店 融資審査健全課 TEL 082-822-6212

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の概要

一般社団法人 自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

<http://www.dgl.or.jp/>

- ・自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
<http://www.dgl.or.jp/guideline/>
- ・手続きの流れ <http://www.dgl.or.jp/flow/>
- ・平成 30 年 7 月豪雨（西日本豪雨）で被災された皆さまへ（チラシ）
http://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl-heavyrain2018_leaf.pdf

一般社団法人 全国銀行協会 <https://www.zenginkyo.or.jp/>

- ・全国銀行協会の「平成 30 年 7 月豪雨」への対応
<https://www.zenginkyo.or.jp/topic/disaster201807/>
- ・全国銀行協会の「平成 30 年 7 月豪雨」への対応
<https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-i/8815/>

以 上